

岩手県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成21年度第五種共同漁業権に係る増殖目標を次のとおり指示する。

平成21年2月27日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 島川良彦

河川名	免許番号	漁業権者名	種苗放流数 (kg)								産卵場造成箇所数 (箇所)							人工ふ化数 (万粒)			
			あゆ	やまめ	いわな	うなぎ	こい	ふな	ひめます	もくずがに	あゆ	やまめ	いわな	うぐい	かじか	こい	ふな	わかさぎ	あゆ	うぐい	わかさぎ
有家川	内共第1号	種市南漁業協同組合		60	30																
久慈川	内共第2号	久慈川漁業協同組合	1,000	1,700	300	20					2			2	1	1	1		6,300		300
安家川	内共第3号	安家川漁業協同組合	100	400	50									10							
		下安家漁業協同組合	1,100	1,900	20	20				1,000尾	2			3	3				—		
普代川	内共第4号	普代村漁業協同組合		70	30									2							
松前川	内共第5号	田野畑村漁業協同組合	10	10	10																
小本川	内共第6号	小本川漁業協同組合	1,030	400	100	10								1	1						
		小本河川漁業協同組合	700	400		20		30			2			1	1				—		
摂待川	内共第7号	田老町河川漁業	50	60	19						4	2		2							
田代川	内共第8号	協同組合	100	60	20						8	11		2							
閉伊川	内共第9号	閉伊川漁業協同組合	2,000	1,500	600	60					13			16	10						
津軽石川	内共第10号	豊間根淡水漁業協同組合		100	100									1							

		宮古漁業協同組合	150									1							
大槌川	内共第11号	大槌河川漁業協同組合	300	120	10	5					2		2						
小槌川	内共第12号	同組合	200	110	10	5					2		2						
鶴住居川	内共第13号	鶴住居川漁業協同組合	400	60	20	10		10			4		4						
片岸川	内共第14号	唐丹町河川漁業協同組合	50	15	15						2		1						
熊野川	内共第15号	同組合	50	15	15						2		2						
吉浜川	内共第16号	吉浜漁業協同組合		52	33								2						
盛川	内共第17号	盛川漁業協同組合	800	400	50	30					7		1	2				4,500	
気仙川	内共第18号	気仙川漁業協同組合	1,573	1,000	100	50		10			2		22	2				660	
新井田川	内共第19号	西部九戸河川漁業協同組合	200	140	30	30		10				2	2	2					
馬淵川	内共第20号	上馬淵川漁業協同組合	900	400	100	20							1						
		南部馬淵川漁業協同組合	2,500	300	100	50								2	2				
米代川	内共第21号	岩手県米代川漁業協同組合		110	30								3						
北上川(上流部)	内共第22号	北上川漁業協同組合	500	200	65	30		10					2	1					
岩洞湖	内共第23号	岩洞湖漁業協同組合		80	60			200	120				5		10	5	5		20,000
松川	内共第24号	松川淡水漁業協同組合	200	150	300								4	3					

雫石川	内共第25号	雫石川漁業協同組合	2,300	500	150			350					17	1					1,000		
		雫石川東部漁業協同組合	200	30	20	10		10						5	2						
築川	内共第26号	盛岡河川漁業協同組合	300	200	30	10							5	2							
稗貫川	内共第27号	稗貫川漁業協同組合	1,450	700	100	30							38	2							
猿ヶ石川	内共第28号	上猿ヶ石川漁業協同組合	800	300	100	30		50					25		1	1			100		1
		猿ヶ石川漁業協同組合	450	150	50	30		170						1	1	1	10		10	300	
豊沢川	内共第29号	豊沢川漁業協同組合	600	180	20	10		10					32								
和賀川(上流部)	内共第30号	西和賀淡水漁業協同組合	300	50	50								1	1							
和賀川(下流部)	内共第31号	和賀川淡水漁業協同組合	1,500	500	100	10							3	3							
胆沢川	内共第32号	胆江河川漁業協同組合	250	40	10	5							4	3							
広瀬川	内共第33号	同組合		20		5							2								
人首川	内共第34号			40	10	5							3								
衣川	内共第35号	衣川漁業協同組合	300	30	30								5								
磐井川	内共第36号	磐井川上流漁業協同組合		100	200								1								
砂鉄川	内共第37号	砂鉄川漁業協同組合	1,500	320	25	20							19	3							

大川	内共第38号	室根淡水漁業協 同組合	70	30	10								4									
津谷川	内共第39号		20	20	10								3									
合 計			23,953	13,022	3,132	525		860	120	1,000尾	52	15	2	263	44	13	8	15	11,460	110	21,600	1

注1 種苗放流する稚魚の標準サイズを次のとおりとする。

あゆ 1尾の重量 6グラム

やまめ " 6 "

いわな " 6 "

うなぎ " 30 "

こい " 50 "

2 さくらますは、やまめの放流をもって増殖とみなすものとする。

3 沿岸河川における稚あゆの放流は、自河川採捕の稚あゆを自然遡上が困難な上流部に放流する場合を含むものとする。

4 うぐいは、くき瀬を産卵場造成として併用する場合は、くき瀬漁業の禁漁期間を設定するなど産卵場の保護措置を講ずるものとする。

5 こいの種苗放流を実施する場合は、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示を遵守するものとする。

6 ふなの種苗放流は、コイヘルペスウイルス病の汚染区域外の安全な種苗を用いるものとする。